

統計調査ニュース

平成20年（2008）5月

No.258



政府統計共同利用システムの 本格運用が始まる

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授 廣松 毅

電子政府構築計画に基づく「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」により政府統計共同利用システムが構築され、この4月から本格運用が開始されました。この「最適化計画」は平成18(2006)年3月31日に各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議によって決定されたものであり、このシステムについては、これまで一部試行運用が行われていましたが、平成20年度から本格運用が始まったものです。現時点では、本格運用が始まって間もないということもあって、実際に共同利用システムを利用したオンライン調査が行われているのは、農林水産省の木材価格統計調査(承認統計)などまだ限られているものの、平成20年に調査が行われる総務省統計局の住宅・土地統計調査(指定統計第14号)、文部科学省の社会教育調査(指定統計第83号)、農林水産省の

漁業センサス(指定統計第67号)などの調査において、共同利用システムを利用したオンライン調査の導入が予定されています。

我が国の政府統計におけるオンライン調査の本格的な導入は、通商産業省(当時)が独自に開発した「新世代統計システム」を生産動態統計(指定統計第11号)の平成12(2000)年1月分調査から本格稼働させた時にまで遡ります。このシステムも含めて、これまでも各府省において独自のオンライン調査システムを用いたオンライン調査が行われてきましたが、それらと比較して共同利用システムの大きな特徴は、このシステムに含まれるサブシステムが各府省の統計調査等業務の実情を踏まえつつ最適化を推進するという観点から、統計調査等業務の企画・実査の準備・実査・審査・公表及び提供の各段階で活用できるように

開発され、運用されていることです。政府の統計業務のより一層の効率化を進める上で、今後この共同利用システムが多くの府省庁で利用されることを期待しています。

もう少し広く調査方法という観点から見ると、各統計調査におけるオンライン調査の導入は、調査員調査、郵送調査とは異なる新たな調査方法の導入ということであり、調査実施者・報告者の両方にとって選択肢が増えるという意味で望ましい方向であると考えられます。したがって、今後、各統計調査の計画に当たっては、従来の調査方法に加えてオンライン調査も可能とするような仕組みを積極的に考えていくことが必要です。同時に、導入時の混乱がないように十分な配慮を行い、調査実施者側にも報告者側にもメリットが生まれるように実施することが必要です。

目次

政府統計共同利用システムの本格運用が始まる…………… 1	我が国のこどもの数…………… 10
全国都道府県統計主管課(部)長会議を開催…………… 2	我が国の総人口は1億2777万1千人…………… 11
平成19年度 統計研修の実施状況…………… 7	「平成20年春の叙勲及び褒章」…………… 12
平成20年住宅・土地統計調査の実施に向けて…………… 8	中核市発とうけい通信 ³⁶ …………… 13
平成20年住宅・土地統計調査の標語特選表彰式…………… 9	

全国都道府県統計主管課(部)長会議を開催

総務省統計局では、4月16日(水)及び17日(木)に都道府県の統計主管課長及び担当職員の皆様約120名に御出席いただき、全国都道府県統計主管(部)課長会議を開催しました。また、4月17日の午後には、政令指定都市の統計主管課長及び担当職員の皆様約30名に御出席いただき、政令指定都市統計主管課長会議を開催しました。これらの会議は、統計局、政策統括官(統計基準担当)、統計研修所及び独立行政法人統計センターが行う統計調査や統計情報の提供などの業務に関する重要事項や課題について、総括的に都道府県及び政令指定都市へ説明するため、毎年4月に開催しているものです。

ここでは、全国都道府県統計主管(部)課長会議の冒頭に行われた秋葉賢也総務大臣政務官と川崎茂統計局長のあいさつの要旨を掲載します。

秋葉賢也総務大臣政務官のあいさつ(要旨)

はじめに

- ◇ 皆様には常日頃から総務省を始め政府の統計調査に御協力を賜り、心より感謝と御礼を申し上げたいと思います。
- ◇ 都道府県におかれても国と同様に、限られたマンパワーの中で統計調査の活動にいろいろと御苦勞をいただいています。いかに正確な統計のデータを積み上げていくのかということが、より効果的な施策展開には、必要不可欠な要素です。これからは統計の的確なデータの収集とそしてこれをどのように効果的に利活用していくかということ、念頭において統計を充実させていくことが大変重要なことだと思います。

1 カンボジアの政府統計への国際協力

- ◇ 総務省は国民生活を豊かにする立場に立ち、幅広い活動を行っており、その中でも行政施策を展開する上で基盤となるのが統計です。私は今年の1月、統計局が長年にわたって、独立行政法人国際協力機構と共に国勢調査の技術支援を指導してきたカンボジアの統計センターの竣工式に立ち合わせていただきました。これまでカンボジアは全国的な統計データが存在しておらず、政策立案に当たって大きなネックになっていました。現地でカンボジア政府統計局を所管する大臣や統計関係者と意見交換を行いました。統計が多くの方々の力により整備されているものであることを改めて実感しました。

2 政府統計共同利用システムの運用の開始

- ◇ 統計情報をより多くの国民の方々に利用していただくことを目的として、今年の4月から政府統計共同利用システムの運用を開始しています。業務・システム最適化の取組の一環として整備したわけですが、各府省の統計調査の業務について横断的に利活用していただくよう開発してきました。私もこのシステムを実際に拝見しましたが、非常に利便性の高まった素晴らしいツールだと思います。例えば各種の統計と人口密度をクロスして地図上に表示することもでき、こういったものを国民の財産として多くの方々に利用していただくということが非常に大事なことであると思って



秋葉賢也総務大臣政務官

- ◇ 私には、国会議員となる前に宮城県の県議会議員をしていました。その当時から県の統計データがコンパクトにまとめてある県民手帳を利用していました。これは非常に便利なものであり、県庁職員や県議会議員も利用していたと思います。このような県民手帳は、各都道府県でも統計主管課が中心となり作成していることと思います。手帳に限らず、インターネット上でも様々な統計データが国民の方々にも利便性の高い形で本格的に利用していただけるようになりました。統計主管課の皆様からも地元の市区町村に対して、統計の普及啓発をしていただきたいと思います。
- ### 3 国と地方公共団体の連携協力
- ◇ 統計の業務を効率的・効果的に行っていく上で、国と地方のコミュニケーションは大事なことです。限られたマンパワーの中でより効果的な仕事をしていくには、国と地方公共団体が互いに協力しながら対応していくことが大事なことだと思います。総務省統計局に対し、皆様から率直な御意見等を頂戴するとともに、互いに意思疎通を充分にして良い連携をとっていただきたいと思っています。
 - ◇ 最後に、皆様方の常日頃の御苦勞に感謝と敬意を申し上げ、本日と明日の会合が有意義なものとなるよう祈念し、あいさつとさせていただきます。

川崎茂統計局長のあいさつ（要旨）

はじめに

- ◇ 皆様には、平素から統計行政の推進に大変御尽力を賜り、誠にありがとうございます。
- ◇ 昨年は、経常調査のほか、周期調査として就業構造基本調査と全国物価統計調査を実施しましたが、お蔭様をもちましていずれも大変円滑かつ正確に調査が行われました。厚く御礼申し上げます。統計局としても、これら調査の結果が行政の各方面はもとより、広く国民の皆様を活用されるよう努力してまいります。
- ◇ 本日の会議は、毎年度の当初に都道府県の統計主管課（部）の皆様に対して、本年度の業務課題や統計行政に関する基本的な考え方などについて御説明し、業務の取組に関する方針や目標の共有を図ることを目的とするものです。
- ◇ 会議の冒頭に当たり、まず本年度の主な業務課題を紹介し、続いて、統計整備における国と都道府県の関係の在り方などについて私の所感を述べたいと思います。

1 平成20年度の統計局の主要な業務課題

- ◇ まず、本年度の統計局の業務課題の要点を御説明します。統計局は、社会の基盤となる統計情報を整備し、これを通じて社会・経済の発展に貢献していくことを使命としています。このために本年度も様々な統計の業務を行いますが、それらはおおむね次の5つの分野に整理することができます。

（1）平成20年住宅・土地統計調査の実施

- ◇ 本年10月1日現在で実施する平成20年住宅・土地統計調査は、住宅に関する最も基本的な統計調査です。我が国では、住宅戸数は世帯数に比べて充足していると言われますが、質的にはまだ十分とは言えず、住生活の質的向上が課題とされています。一昨年、住生活基本法が制定され、国及び都道府県では住生活基本計画を策定することとされています。この調査により、それに必要とされる統計が得られます。
- ◇ 諸外国では、国勢調査のことを人口・住宅センサスと呼び、国勢調査で人口と住宅の両方を調べるケースが多いのですが、日本は国勢調査の回答負担への配慮などから、住宅に関する詳細な事項については、国勢調査ではなくこの調査で調べることにしています。

（2）2大センサスの実施に向けた準備

- ◇ 2大センサスとは、国勢調査と経済センサスのことです。これらは人口・社会統計と経済統計の体系の根幹を成す最も基本的な統計調査です。正確な統計を作

成するには国民の皆様の協力が必要ですが、近年のプライバシー意識の高まりやオートロックマンションの増加など環境の変化により生じた新たな課題に取り組まなければなりません。

- ◇ 平成21年には経済センサス－基礎調査を、また、平成22年には国勢調査を実施しますが、本年度はその準備の年に当たります。両調査の円滑な実施に向けて、試験調査等を行い地方公共団体の皆様ともよく意見交換等を行いながら、より正確で有用な統計を整備できるよう知恵を絞ってまいります。

（3）経常調査の実施と結果の分析・公表

- ◇ 毎月又は四半期ごとに実施している労働力調査、家計調査、小売物価統計調査、個人企業経済調査は、我が国の経済と国民生活の刻々の実態を表すものであり、その統計はマクロ経済指標としても大変注目されています。これらの数字は、わずか0.1パーセント動いても大きな話題となることもあり、大変な正確さが要求されます。このため、正確な調査を行うとともに、分かりやすい解説を加えて統計を発表することが必要です。正確な統計を作成するためにも、また、これらの統計が広く活用されるためにも、地方公共団体の皆様とも緊密な連携を図ってまいります。

（4）統計に関する基盤的なサービスの提供

- ◇ 統計局では、政府統計全体を通じた共通の基盤となるサービスを提供しています。今年度の大きなものとしては、政府統計共同利用システムの提供の運用があります。これは政府のあらゆる統計データを一元的に提供するとともに、共通のオンライン調査システムなどの機能を提供するものであり、その運用管理は独立行政法人統計センターが担当しています。これにより、政府全体で効率的なシステム運用が行われるとともに、国民各層に広く統計調査の結果を利用していただくためのより良い環境が整備されると考えています。皆様にも御利用いただきたいと思います。
- ◇ また、人材育成のための基盤的なサービスとして、統計研修所が行っている統計研修があります。地方公共団体におかれても積極的な活用をお願いします。

（5）新統計法の施行の準備と統計委員会への対応

- ◇ 昨年5月に統計法が全面改正され、10月には内閣府に統計委員会が設置されました。現在、統計委員会では、総務省及び各省の協力を得ながら、統計整備の今後の方針を与える基本計画の策定に当たっています。新たな基本計画には様々な課題への取組が盛り込まれ

ることとなりますが、中でも重要なのは統計の利用に関することであると思います。国民の皆様の協力を得て作成された統計は広く利用されることが大切であり、今後は従来以上に利用しやすい環境を整備する必要があります。統計局としては、その一環としてオーダーメイド集計や匿名標本データなど統計の高度利用への対応を積極的に進めてまいります。

- ◇ 基本計画の策定に関しては、国だけでなく地方公共団体の意見も反映する必要があります。地方公共団体の皆様からも御意見や御提案など遠慮なくお知らせください。

<統計業務の民間開放について>

- ◇ 関連して、統計業務の民間開放の取組についても御説明します。平成18年の公共サービス改革法の制定以来、政府の業務効率化の推進のため、統計業務を含め様々な分野で市場化テスト・民間開放が進められていることは皆様も御存知のとおりです。
- ◇ 統計の業務においては、民間の力を活用して効率化を進める一方で、統計の信頼性、調査対象の方々との信頼関係、さらには統計作成の基盤の体制もきちんと確保することが必要です。この適切なバランスをどこに求めるかということとは難しい課題です。これまでは民間開放の経験の蓄積が少なかったのですが、昨年10月の就業構造基本調査においては福井県、越前市、鯖江市の多大な御協力をいただいて民間開放に関する先

行的な取組が行われ、貴重な経験を得ることができました。この場を借りてお骨折りいただいた関係者の方々に御礼申し上げます。この結果報告は広く公開されており、内閣府の官民競争入札等監視委員会や統計委員会でも紹介されました。統計業務における民間開放については、今後、統計委員会においても更に検討が行われる予定であり、この結果報告は今後の議論で大きな役割を果たすことと思います。

- ◇ 統計局としては、民間開放への取組を進めるに当たって、効率性を確保するのはもちろんのこと、統計に対する信頼が失われないように、また、地方の統計組織や調査員制度の基盤が揺らぐことのないように十分配慮して対処してまいります。

2 統計整備における国と都道府県の役割について

- ◇ 今日、地方分権の議論が進展する中で、統計整備に関しても国と地方の関係について考え方を整理しておく必要があると思います。全国の統計主管課長の皆様がお集まりの機会に、これに関する過去の経過や議論を整理し、私の考えを述べたいと思います。

(1) 国際的に見た都道府県の経済規模

- ◇ この検討を始める前に、各都道府県の経済規模が世界の中でどのような位置にあるのか見てみましょう。下の表は、2005年の各都道府県の県内総生産をドルに

国際的に見た都道府県の経済規模
—県内総生産と諸外国の米ドル換算の名目 GDP (2005年)—

単位：10億ドル

順位	国又は都道府県	国内総生産 県内総生産	順位	国又は都道府県	国内総生産 県内総生産	順位	国又は都道府県	国内総生産 県内総生産	順位	国又は都道府県	国内総生産 県内総生産
1	アメリカ合衆国	12,416.5	35	タイ	176.2	57	ベトナム	52.9	75	リトアニア	25.7
2	日本	4,534.0		千葉県	175.9		山口県	52.5		徳島県	24.2
3	ドイツ	2,794.9		北海道	174.3		滋賀県	52.3	76	スリランカ	23.5
4	中国	2,243.9		兵庫県	166.5	58	モロッコ	51.6		島根県	22.0
5	イギリス	2,201.6		福岡県	159.7		熊本県	50.4	77	レバノン	21.5
6	フランス	2,126.6		静岡県	144.9	59	スロバキア	47.4		高知県	20.7
7	イタリア	1,762.5	36	ベネズエラ	144.8		鹿児島県	47.3	78	コスタリカ	20.0
8	スペイン	1,124.6	37	マレーシア	130.8	60	カタール	42.5	79	ケニヤ	19.2
9	カナダ	1,113.8	38	アラブ首長国連邦	129.7		愛媛県	42.0		鳥取県	17.7
10	ブラジル	882.5	39	チェコ	124.0	61	リビア	41.7	80	エルサルバドル	17.0
11	東京都	814.7	40	イスラエル	123.4		富山県	41.3	81	カメルーン	16.9
12	インド	805.7	41	コロンビア	122.9		石川県	40.7	82	イエメン	16.7
13	大韓民国	791.4	42	チリ	118.9		岩手県	40.6	83	ウルグアイ	16.6
14	メキシコ	767.7	43	シンガポール	116.7	62	大分県	39.5	84	トリニダード・トバゴ	16.2
15	ロシア	764.5	44	パキスタン	111.3		クロアチア	38.9	85	コートジボワール	16.1
16	オーストラリア	732.8	45	ハンガリー	110.4		長崎県	38.7	86	ラトビア	16.0
17	オランダ	624.2	46	ニュージーランド	109.3	63	青森県	37.7	87	アイスランド	15.8
18	ベルギー	370.8		広島県	105.9		エクアドル	36.5	88	パナマ	15.5
19	スイス	367.0	47	アルジェリア	101.8	64	ルクセンブルク	36.5	89	ウズベキスタン	14.6
20	トルコ	363.4	48	ルーマニア	98.8		山形県	36.3	90	エストニア	13.7
21	スウェーデン	357.7	49	フィリピン	98.4	65	スロベニア	34.4	91	アゼルバイジャン	13.2
22	大阪府	340.2	50	ナイジェリア	97.0		奈良県	33.3	92	バーレーン	12.9
23	愛知県	316.3		茨城県	96.7	66	アンゴラ	32.8	93	ヨルダン	12.7
24	サウジアラビア	309.8	51	エジプト	89.7		秋田県	32.6	94	タンザニア	12.6
25	オーストリア	306.1		京都府	88.6		香川県	32.3	95	マカオ	11.6
26	ポーランド	303.2	52	ウクライナ	86.1	67	沖縄県	31.8	96	エチオピア	11.4
27	ノルウェー	295.5		新潟県	82.8		グアテマラ	31.7	97	ガーナ	10.7
28	インドネシア	287.0	53	クウェート	80.8		和歌山県	31.5	98	ボツワナ	10.4
29	神奈川県	275.3	54	ベルギー	79.4		宮崎県	31.4	99	ボスニア	9.9
30	デンマーク	258.7		宮城県	75.3		福井県	29.7	100	ジャマイカ	9.7
31	南アフリカ	242.1		長野県	72.4	68	ペラルーシ	29.6	105	ネパール	7.4
32	ギリシア	225.2		栃木県	72.4	69	ドミニカ共和国	29.1	158	アフガニスタン	7.3
33	アイルランド	201.8		福島県	69.1	70	チュニジア	28.7	163	ブルネイ	6.4
34	フィンランド	193.2		三重県	68.0	71	シリア	28.4	165	カンボジア	6.2
	イラン	189.8		群馬県	66.7		山梨県	28.3	174	バブアニューギニア	4.9
	ポルトガル	183.3		岡山県	64.6	72	スーダン	27.9	184	ラオス	2.9
	アルゼンチン	183.2		岐阜県	64.0	73	ブルガリア	27.2	185	フィジー	2.7
	埼玉県	182.3	55	バン格拉デシュ	60.0	74	セルビア・モンテネグロ	26.2	192	モンゴル	2.1
	香港	177.8	56	カザフスタン	57.1		佐賀県	25.9	203	ブータン	0.8

出典：各都道府県の県内総生産…内閣府経済社会総合研究所「県民経済計算（平成17年版）」（為替レートによりドル換算した値。）
世界各国の国内総生産…World Bank ホームページ「Key Development Statistics and Data」より作成。（2005 Nominal GDP by Exchange Rate）
注：この表では、各国GDPの高い順に100位まで掲載したほか、アジア諸国については101位以下も掲載した。

換算し、世界の各国と比較したものです。この比較は厳密なものではありませんが、おおよその目安を知るには手軽な方法です。これによると、どの都道府県も100位以内に入り、半数以上に当たる26都道府県は60位以内に入っています。最大の東京都はブラジル、インドに肩を並べ、大阪府、愛知県はスウェーデンにも並ぶ規模となっています。

- ◇ 都道府県が世界の国々に匹敵する大きな経済規模であることは、注目すべきことだと思います。最近の日本では人口減少、経済衰退などのために悲観論も多く聞かれますが、この事実からみると、日本にはまだまだ大きな力があり、決して悲観ばかりする必要はないと思います。
- ◇ 都道府県を国に見立てるならば、その統計主管課は国の統計局になぞらえることができます。世界の国々の統計局を見ると、特に先進国では、経済規模が小さくても、しっかりした専門の組織体制を置き、統計の整備や分析に力を入れています。都道府県の統計主管課を一国の統計局と単純に比較するのは難しいでしょうが、その基本的な機能・役割には共通性があると考えます。すなわち、統計の作成、収集、発信を行うという統計の基本機能と、地域内の情勢分析を行うシンクタンク機能が必要です。このような考え方を踏まえ、統計局としては、都道府県の統計主管課がこれら両面でより力を発揮できるよう、より良い連携・支援を行いたいと考えています。

(2) 外国における国と地方の統計機関の関係

- ◇ ここで、国と地方の統計機関の関係に関して、日本と外国とで制度を比較してみたいと思います。外国では日本と背景事情が異なるため、単純な評価は難しい面もありますが、このような比較によって日本の制度の特徴が明らかになると思います。
- ◇ 統計調査の実施に注目して外国の統計制度における国と地方の関係をみると、おおよそ国一括実施型と地方分散実施型に分けることができます。

<アメリカは国一括実施型>

- ◇ 国一括実施型に当たる例としては、アメリカ合衆国があります。分散型の統計制度をとるアメリカでは、連邦政府の各省におかれた統計部局が国・地方の統計を一括して作成しています。統計調査は統計部局ごとに独自に設置された地方支局を通じて実施されています。
- ◇ この仕組みのメリットとしては、①統計作成の責任が一元化されること、②企画、実施、業務の一貫性が確保できること、③地方政府の事務・経費の負担が発生しないこと、などがあります。

- ◇ 逆にデメリットとしては、①国独自の地方組織の設置・運営に多大な費用がかかること、②国が地方の統計ニーズに必ずしも十分にこたえきれないこと、③人口センサスで調査の誤差に関して地方政府が連邦政府を提訴するなど、統計に関して国と地方とで紛争が起きることがあること、などがあります。

<ドイツは地方分散実施型>

- ◇ 地方分散実施型の例としてドイツを挙げることができます。ドイツもアメリカと同様、連邦制の国ですが、ドイツの場合、統計調査の実施基準を定めることは憲法によって連邦政府の権限とされ、地方政府は自らの費用負担と責任で統計調査を実施することとされています。
- ◇ この仕組みのメリットとしては、①地方政府が独自のニーズに合った統計を作成しやすいこと、②連邦政府には統計作成の費用負担が少ないこと、などがあります。
- ◇ 逆にデメリットとしては、①調査の新設や既存調査の変更などの場合、連邦政府と地方政府の調整に手間が掛かり機動的な統計作成に不利であること、②統計作成に関する地方政府の事務・経費の負担が大きいこと、などがあります。

<日本はアメリカとドイツの中間型>

- ◇ これらに比べて、日本は中間型であると言えます。日本では基本的な統計の作成は国の責任とされていますが、統計の整備には国と地方公共団体とで連携して当たります。国は指定統計調査の費用を負担し、調査の実施事務は法定受託事務とされています。
- ◇ このような日本の仕組みは、国全体の効率性、地方の費用負担、統計作成への地方公共団体の意見の反映などにはそれなりの配慮がなされており、一定の長所があると言えます。

(3) 日本の統計制度における国と地方公共団体の関係

- ◇ ここで、日本の統計制度における国と地方公共団体の関係について、過去にどのような議論がなされてきたかを振り返ってみます。

<地方統計機構整備要綱(昭和22年7月閣議決定)>

- ◇ 国が指定統計調査の経費を負担することについては、昭和22年に地方統計機構整備要綱が閣議決定され、これに基づいて地方に統計専任職員が配置されています。現在、全国都道府県の統計主管課に約2,100人の統計専任職員を配置するための経費が措置されています。
- ◇ この要綱は、当時、次のような考え方に基づいて決定されました。
- ①統計調査には全国的な調査網が必要であり、自治体との関係が密接である。

- ②調査時期、方法、基準等が統一的、画一的でなければならない。
- ③結果がわい曲されないようにする必要がある。
- ④統計の専門的な技能について職員の資質向上を図る必要がある。
- ⑤国の出先機関を置くことは地方自治の原則に反し、自治体と遊離した運営は円滑を期し難い。

＜地方分権推進一括法（平成12年4月施行）＞

◇ 指定統計調査の地方事務は、平成12年4月施行の地方分権推進一括法により法定受託事務と位置付けられました。法定受託事務の基本的な考え方は、地方分権推進委員会の第一次勧告（平成8年12月）を基礎としています。それによると、法定受託事務とは、「事務の性質上、その実施が国の義務に属し国の行政機関が直接執行すべきではあるが、国民の利便性又は事務処理の効率性の観点から、法律又はこれに基づく政令の規定により地方公共団体が受託して行うこととされる事務」とされています。

◇ この勧告では、国が担うべき事務の要件として、

- ①国際社会における国家としての存立にかかわる事務
- ②全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動又は地方自治に関する基本的な準則に関する事務
- ③全国的規模・視点で行われなければならない施策及び事業

が挙げられており、指定統計調査の事務はこれらに該当するものです。

◇ そして、法定受託事務のメルクマールとして8種類のものが挙げられており、指定統計調査に関する事務は、「国家の統治の基本に密接な関連を有する事務」に該当するものと分類されています。

＜統計法（平成19年法律第53号）＞

◇ さらに、統計に関する最も基本的な枠組みを与えるものとして統計法が昨年5月に制定されました。その第3条には、公的統計の理念として、「公的統計は、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、体系的に整備されなければならない。」と規定されています。

◇ ここで「行政機関等」とは、国、地方公共団体、独立行政法人等とされており、これらの機関の作成する統計が「公的統計」と位置付けられています。公的統計の整備は様々な機関がバラバラに行っていたのでは効率性の面からも利便性の面からも適当ではなく、これらの機関が適切な役割分担の下で連携・協力して対応する必要があるということです。

◇ 統計法では、公的統計を「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報」とであると位置付けており、公的統計の整備やその有用性の確保

を通じて国民生活の向上に寄与していくことを大きな目的としています。この法律では「国民」という言葉が使われていますが、これを都道府県や市区町村に置き換えれば、都道府県民・市区町村民ということで、このような理念はどのレベルの行政組織でも共通していることであると考えます。

◇ 国と地方公共団体では、置かれた立場や状況は異なりますが、これまで述べてきた公的統計の仕組みやその根底にある考え方を国と地方公共団体で共有しつつ、国民共通の情報基盤となるべき統計の整備と利用について連携・協力してまいりたいと思います。



川崎茂統計局長

3 まとめ

◇ 最後にまとめとして3点ほど申し上げます。第1点は、統計整備に関する国と地方の関係については、各国の制度にはそれぞれに一長一短がありますが、日本の制度は「国一括実施型」と「地方分散実施型」の中間と見ることができ、効率性、地方統計の整備などの観点からは一定の長所があると考えます。

◇ 第2点として、統計局としては、日本の統計制度のこのような長所を活かし、地方公共団体の関係者の皆様との緊密な連携・協力を通じて、統計が国及び地方、そして広く国民各層に役立つものとなるよう整備を進めていく所存です。

◇ 第3点として、都道府県の関係者の皆様には、統計調査の円滑かつ正確な実施に御尽力をいただくとともに、都道府県・市区町村における統計の整備・利活用についても一層積極的な役割を果たしていただくようお願いいたします。統計局としても、皆様の業務に対して連携・支援をしてまいります所存です。

本年も様々な業務課題がありますが、一致協力して良い成果を上げてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

平成19年度統計研修の実施状況

平成19年度の統計研修は、地方公共団体等からの意見・要望等を踏まえ、前年度に応募が多かった専科「表計算ソフトを用いた統計入門」や特別講座「一般職員課程」などのコースを増やし、14課程22コースを開講しました。課程別の受講者数は、次表のとおりです。

平成19年度統計研修 課程別受講者数

研修課程			研修期間		受講者数(人)					
					計	国の機関	都道府県	市区町村	政府関係機関	
本科			9月5日(水)～12月7日(金)	3か月	22	21	1	0	0	
専科	調査設計・分析		5月28日(月)～6月22日(金)	1か月	18	13	1	1	3	
	人口推計		8月27日(月)～8月31日(金)	1週間	26	1	12	13	0	
	経済予測		9月3日(月)～9月7日(金)	1週間	19	6	10	1	2	
	表計算ソフトを用いた統計入門	春季	5月21日(月)～5月25日(金)	1週間	37	20	9	4	4	
		夏季	7月23日(月)～7月27日(金)	1週間	38	18	11	6	3	
		秋季	10月1日(月)～10月5日(金)	1週間	37	19	10	4	4	
		冬季	1月21日(月)～1月25日(金)	1週間	39	17	13	8	1	
	表計算ソフトを用いた統計分析	夏季	7月30日(月)～8月3日(金)	1週間	33	13	15	1	4	
		冬季	1月28日(月)～2月1日(金)	1週間	35	11	12	3	9	
	国民・県民経済計算	夏季	7月2日(月)～7月6日(金)	1週間	39	0	30	9	0	
冬季		12月17日(月)～12月21日(金)	1週間	18	5	9	4	0		
産業連関表による経済波及効果分析		7月9日(月)～7月13日(金)	1週間	36	4	22	9	1		
一般職員課程	夏季	6月4日(月)～6月7日(木)	4日間	51	17	19	12	3		
	冬季	2月12日(火)～2月15日(金)	4日間	60	24	17	14	5		
中堅職員課程		6月12日(火)～6月15日(金)	4日間	32	10	19	1	2		
特別講座	短期集中課程	経済統計入門	6月25日(月)～6月27日(水)	3日間	36	12	19	4	1	
		季節調整と小地域推計	11月5日(月)～11月7日(水)	3日間	30	13	16	1	0	
	行政評価のための統計的手法	国等	10月16日(火)～10月19日(金)	4日間	19	16	0	1	2	
		地方公共団体	11月19日(月)～11月22日(木)	4日間	35	2	18	14	1	
	統計調査基礎課程	通信研修(在職場研修)うちスクーリング	4～7月, 9～2月の各月	15日間	216	108	81	25	2	
9月, 2月			2日間	62	20	33	9	0		
国際統計研修		7月4日(水)～8月8日(水)(毎週水曜日)	6日間	9	9	0	0	0		
					受講者合計	885	359	344	135	47

注1)「研修期間」欄の4月から12月までは平成19年, 1月から3月までは平成20年を示す。
注2)「国の機関」には, 独立行政法人の職員を含む。

号外

上記課程のほか、平成20年2月26日(火)に、宮城県仙台市において「地域統計研修」を試行しました。

この研修は、地方公共団体等の要望を踏まえ、集合研修への参加が困難な地方公共団体等の職員を対象として、人口統計をテーマに、基本的な統計データの見方や地域分析結果の利用方法等を学んでいただくために実施し、73名が受講しました。

■現在募集中の統計研修については、府省等、都道府県及び市区町村の研修担当に送付している「統計研修生募集要項」又は統計研修所のホームページをご覧ください。

統計研修所ホームページ(統計研修のページ) <http://www.stat.go.jp/training/1kenshu/1.htm>

〈お問い合わせ先〉統計研修所企画課企画係 TEL (03)5273-1289 FAX (03)5273-1292

平成20年住宅・土地統計調査の実施に向けて

調査結果からみる わたしたちの住まいの様子

— 前回調査の結果から① —

「住宅・土地統計調査」からは日本全体の住宅数や世帯数といった、最も基本的なデータにはじまり、住宅の状況（居住専用か店舗併用か、一戸建か共同住宅か等）、世帯の住宅や土地の所有状況（持ち家か借家か、所有地か借地かなど）、住環境（最寄りの医療機関や公園までの距離等）などに関するきめ細かなデータも得られ、わたしたちの多様な住生活の実態が明らかになります。

前回（平成15年）の調査結果から、主なものをいくつか紹介します。

住宅数と世帯数

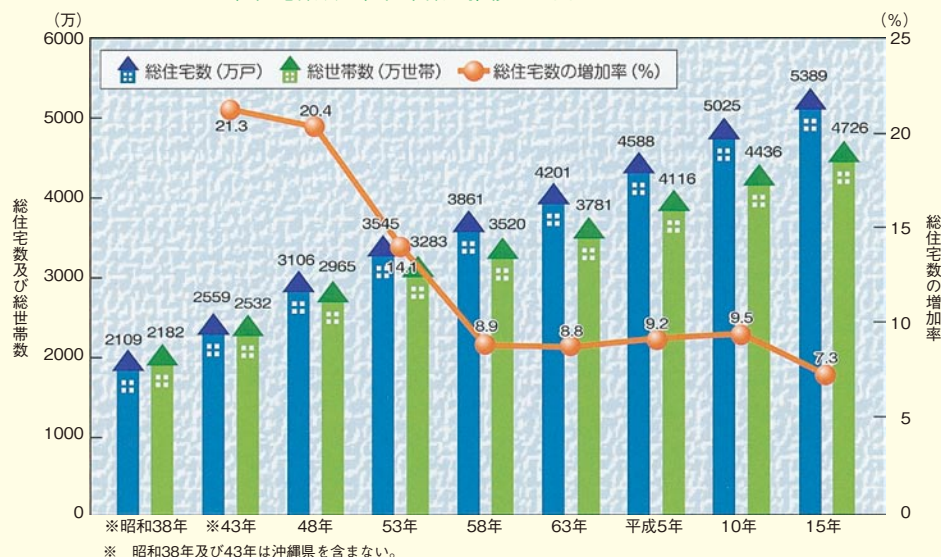
★総住宅数は5389万戸、5年間で7.3%増加

平成15年の総住宅数は5389万戸、総世帯数は4726万世帯となっています。平成10年調査の結果と比べ、総住宅数は364万戸（7.3%）、総世帯数は290万世帯（6.5%）、それぞれ増加しました。また、1世帯当たりの住宅数は1.14戸と平成10年の1.13戸を上回りました。

第1回調査が行われた昭和23年の総住宅数は1391万戸でしたので、その後の55年間で約3.9倍に増えたこととなります。

戦後の住宅不足を解消するため、「公庫・公団・公営住宅」のいわゆる住宅政策の3本柱が昭和30年までに整えられ、住宅建設が進められてきました。その結果、昭和48年にすべての都道府県において住宅数が世帯数を上回りました。その後は、住宅建設五箇年計画において、ゆとりある住生活の実現や住環境の着実な改善が進められ、平成18年には、少子高齢社会、本格的な人口・世帯減少社会の到来を目前に控え、現在と将来の国民の豊かな住生活を実現するため、住生活基本法が制定されました。

総住宅数及び総世帯数の推移—全国（昭和38年～平成15年）



★空き家は、引き続き拡大

少子高齢化が進み、人口減少社会が現実のものとなりつつある中、総住宅戸数が総世帯数を上回り、空き家の増加が続いています。

空き家率（総住宅数に占める空き家の割合）は昭和38年以降で見ると、一貫して上昇を続け、平成10年に初めて1割を超え、11.5%（576万戸）となり、平成15年には12.2%（659万戸）となりました。

その空き家の内訳は、賃貸や売却用が60.3%（398万戸）で、全体の半分以上を占めています。



平成20年住宅・土地統計調査の標語特選表彰式 — 見えてくる 日本の暮らし 住まいから —

3月24日（月）に平成20年住宅・土地統計調査の標語特選表彰式を行いました。
特選入賞作品「見えてくる 日本の暮らし 住まいから」の作者である福島市の長谷川トモ子さんに統計局長から表彰状と副賞が授与されました。

表彰状授与風景

右 川崎統計局長
左 長谷川さん



記念撮影風景

右から川崎統計局長、長谷川さん、
下河内前統計調査部長、千野国勢
統計課長



懇談風景



表彰式後の懇談で

統計局長 平成20年住宅・土地統計調査の標語特選おめでとうございます。今回の標語はどのようにお考えになったのですか。

長谷川さん 今回、平成20年住宅・土地統計調査の標語の特選に選ばれるとは、考えてもいませんでした。統計調査の結果は皆さんの役に立ててもらえるのだということを分かっていただけのようなものを考えました。自分の作品がポスター等に役立つことになり本当によかったです。

統計局長 長谷川さんはずいぶん調査員歴も長いようですね。

長谷川さん 調査員活動は、「これは私の知らない世界が見えてくる」と、とても勉強になります。例えば、事業主の方に調査の説明をする際に、調査の趣旨をしっかり説明し、納得いただいて調査票の記入をしていただくよう努めています。

統計局長 それだけ熱意を持ってやっていただいて、本当にありがたい限りですね。今日は貴重なお話を聞かせていただきまして、ありがとうございました。

我が国のこどもの数

—「こどもの日」にちなんで—

平成20年4月1日現在推計人口（概算値）から

1 こどもの数は1725万人、27年連続の減少

平成20年4月1日現在のこどもの数（15歳未満人口。以下同じ。）は、前年に比べ13万人少ない1725万人で、昭和57年から27年連続の減少となり、過去最低となりました。

男女別では、男性が884万人、女性が841万人で、男性が女性より43万人多く、女性100人に対する男性の数（人口性比）は105.1となっています。

こどもの数を年齢3歳階級別にみると、中学生（12～14歳）が359万人、小学生の高学年（9～11歳）が358万人、小学生の低学年（6～8歳）が351万人、3～5歳が332万人、0～2歳が324万人となっており、年齢階級が低くなるほど少なくなっています。（表、図）

2 こどもの割合は13.5%、34年連続の低下

こどもの割合は、昭和25年には総人口の3分の1を超えていましたが、第1次ベビーブーム期（22年～24年）後、出生児数の減少を反映して低下を続け、40年には約4分の1となりました。

その後、昭和40年代後半には第2次ベビーブーム期（46年～49年）の出生児数の増加によってわずかに上昇したものの、50年から再び低下を続け、平成9年には65歳以上人口の割合（15.7%）を下回って15.3%となり、20年は13.5%（前年比0.1ポイント低下）で過去最低となりました。

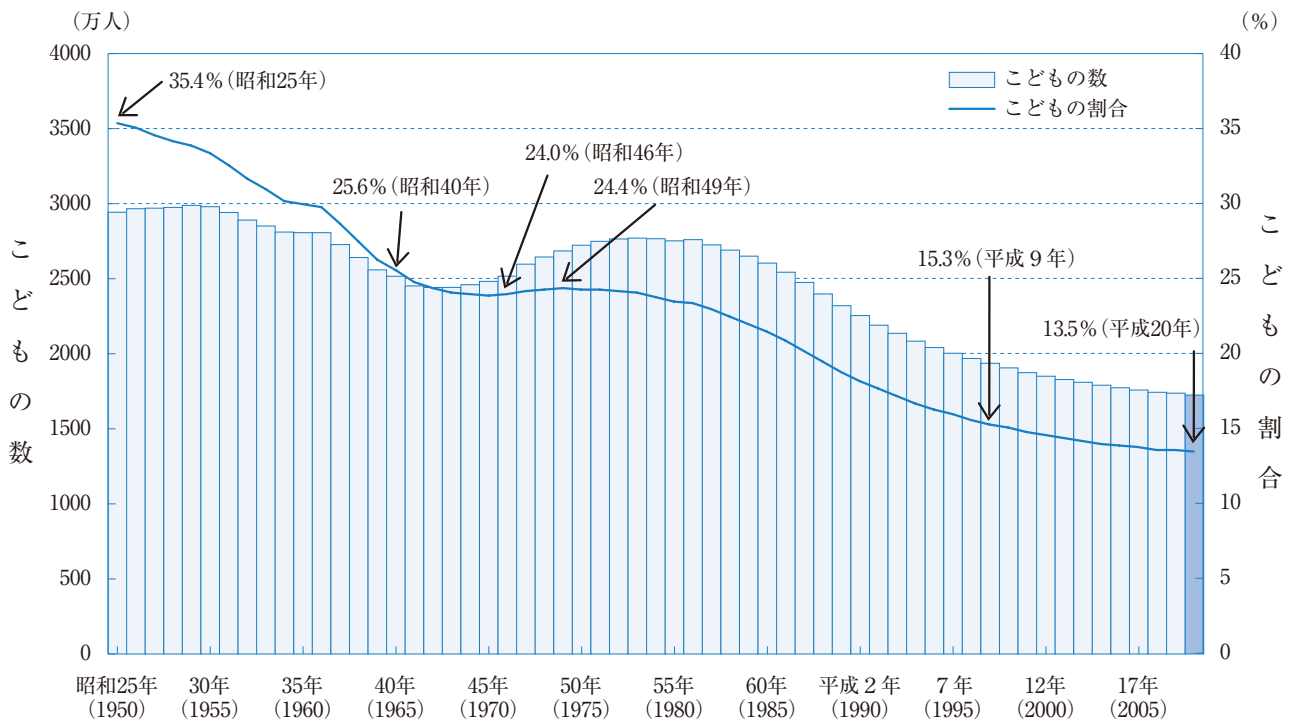
なお、こどもの割合は、昭和50年から34年連続して低下しています。（図）

表 男女、年齢3歳階級別こどもの数（平成20年4月1日現在）

人口 (万人)	男女計 男 女	こどもの 数	0～5歳（未就学）			6～11歳（小学生）			12～14歳 (中学生)
			0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳			
		1725	656	324	332	710	351	358	359
		884	336	166	170	364	180	184	184
		841	320	158	162	346	171	175	175
総人口に占める割合 (%)		13.5	5.1	2.5	2.6	5.6	2.7	2.8	2.8

注) 表中の人口は万人単位に四捨五入しているため、内訳の合計は必ずしも総数に一致しない。

図 こどもの数及び総人口に占める割合の推移



資料：昭和25年から平成17年までの5年ごとは国勢調査人口（年齢不詳をあん分した人口）、その他は推計人口

注) 平成19年及び20年は4月1日現在、その他は10月1日現在

我が国の総人口は1億2777万1千人

－平成19年10月1日現在推計人口－

「推計人口」は、国勢調査による人口を基礎に、その後の人口の動向を他の人口関連資料から得て、毎月1日現在の人口及び毎年10月1日現在の人口の詳細を算出しています。

この度、平成19年10月1日現在の「全国 年齢（各歳）、男女別推計人口」及び「都道府県 年齢（5歳階級）、男女別推計人口」を4月15日に公表しましたので、その概要を紹介します。

総人口はほぼ横ばい、自然増減は初めて自然減少に転じる

平成19年10月1日現在の我が国の総人口は1億2777万1千人となり、前年に比べほぼ横ばいとなっています。

男女別にみると、男性は自然減少により3年連続して減少しています。一方、女性は自然増加が続いており、引き続き増加しています。

増減要因別にみると、自然増減は、出生児数が死亡者数を2千人下回り、比較可能な昭和25年以来、初めて自然減少に転じています。また、社会増減は、外国人の入国超過数が日本人の出国超過数を4千人上回り、社会増加となっています。

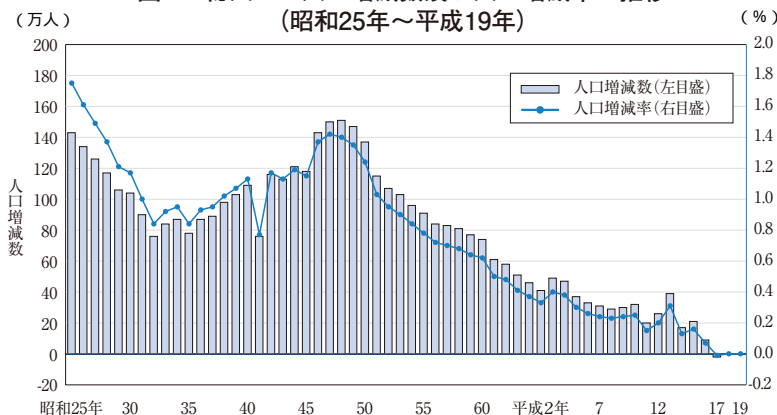
日本人人口は1億2608万5千人で、前年に比べ6万9千人（0.06%）減少し、3年連続の減少となりました（表1、図1）。

表1 総人口及び日本人人口の推移
(平成14年～19年)

年次	総人口			日本人人口		
	10月1日現在 人口(千人)	増減数 ¹⁾ (千人)	増減率 ²⁾ (%)	10月1日現在 人口(千人)	増減数 ¹⁾ (千人)	増減率 ²⁾ (%)
平成14年	127,486	170	0.13	126,053	122	0.10
15	127,694	208	0.16	126,206	153	0.12
16	127,787	93	0.07	126,266	60	0.05
17	127,768 ³⁾	-19	-0.01	126,205 ³⁾	-61	-0.05
18	127,770	2	0.00	126,154	-51	-0.04
19	127,771	1	0.00	126,085	-69	-0.06

注1) 平成17年までの増減数には補間補正数を含む。
 2) 前年10月から当年9月までの増減数を前年人口で除したのもの。
 3) 国勢調査人口。日本人人口は、総人口に対する日本人人口の割合であん分した国籍不詳を含む。

図1 総人口の人口増減数及び人口増減率の推移
(昭和25年～平成19年)



注) 人口増減率は、前年10月から当年9月までの増減数を前年人口で除したのもの。

東京都が28年ぶりに全国人口の10.0%を占める

都道府県別人口は、東京都が最も多く、次いで神奈川県、大阪府、愛知県、埼玉県などとなっており、上位5都府県の人口で、全国人口の35.1%を占めています。

全国人口に占める東京都の割合は、近年、上昇傾向で推移し、昭和54年以来28年ぶりに10.0%となりました(表2)。

表2 都道府県別人口(上位5県)

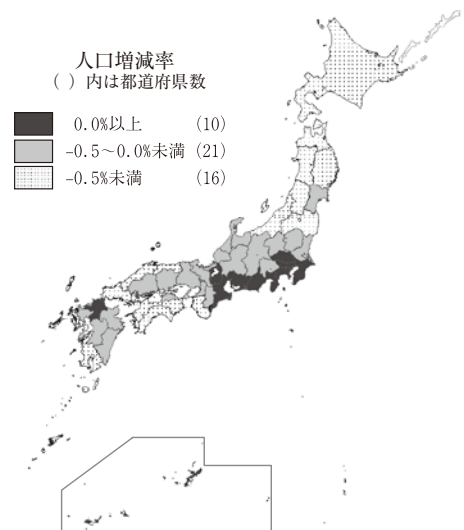
順位	平成19年			平成18年		
	都道府県	人口	割合(%)	都道府県	人口	割合(%)
	全 国	127,771	100.0	全 国	127,770	100.0
1	東京都	12,758	10.0	東京都	12,659	9.9
2	神奈川県	8,880	6.9	神奈川県	8,830	6.9
3	大阪府	8,812	6.9	大阪府	8,815	6.9
4	愛知県	7,360	5.8	愛知県	7,308	5.7
5	埼玉県	7,090	5.5	埼玉県	7,071	5.5

人口増加県のうち、東京圏の1都3県で増加幅が拡大

人口増減率は東京都（0.78%）が最も高く、次いで愛知県（0.70%）、神奈川県（0.57%）などとなっており、10都県で増加しています。このうち増加幅が拡大したのは、東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県の1都3県となっています。

人口増減率が最も低いのは秋田県（-1.16%）、次いで青森県（-1.10%）、高知県（-1.00%）などとなっており、37道府県で減少しています(図2)。

図2 都道府県別人口増減率



「平成20年春の叙勲及び褒章」

政府は、4月29日の昭和の日に、「春の叙勲及び褒章」の受章者を発令しました。

総務省では、叙勲受章者は5月13日に、褒章受章者は同16日にグランドプリンスホテル赤坂においてそれぞれ伝達式を行い、増田総務大臣から受章者に勲章及び褒章が伝達されました。また、受章者は伝達式後、皇居において天皇陛下に拝謁しました。

永年にわたり国勢調査を始め各種統計調査に調査員として従事し、調査実施に多大な貢献をした次の方が、勲章及び褒章の榮譽に浴されました。栄えある叙勲及び褒章にお祝い申し上げます。

〔瑞宝単光章受章者〕

榊原 忠夫 (北海道)
 藤本 昌行 (北海道)
 大谷 求 (北海道)
 山本 貢 (北海道)
 宝里 重明 (北海道)
 大西 勝美 (北海道)
 鎌仲 文夫 (北海道)
 深谷 伊三郎 (北海道)
 鈴木 茂雄 (北海道)
 三浦 順平 (青森県)
 須藤 巖 (岩手県)
 畠山 亀五郎 (岩手県)
 須藤 一三 (岩手県)
 本明 直志 (岩手県)
 相原 榮一 (宮城県)
 阿部 孝一 (宮城県)
 浅野 利一 (山形県)
 菅野 三喜夫 (山形県)
 原 忠 (福島県)
 齋藤 重信 (福島県)
 関口 邦夫 (茨城県)
 植竹 公 (茨城県)
 沢辺 勘兵衛 (茨城県)
 畦上 百合子 (埼玉県)
 山本 章夫 (千葉県)
 嶋田 須美子 (千葉県)
 山村 淑子 (東京都)
 佐藤 謙二 (東京都)
 東海林 宣子 (東京都)
 保田 満衛 (神奈川県)
 黒柳 和子 (神奈川県)
 笠原 千代司 (新潟県)
 永田 秀夫 (新潟県)
 木原 一市 (新潟県)
 小林 恵 (富山県)
 今村 ムツ子 (富山県)
 西村 ヒデ子 (福井県)
 奈良井 昭雄 (長野県)
 片山 昭二 (静岡県)
 岡田 峰子 (愛知県)
 中村 多美子 (滋賀県)
 伊藤 和子 (京都府)
 藤原 池鶴邊 (大阪府)
 古川 敬一 (兵庫県)
 仲嶋 喜治郎 (奈良県)

表谷 源兵衛 (奈良県)
 河手 薫 (岡山県)
 高杉 卓造 (広島県)
 水岡 千鶴子 (福岡県)
 久留島 博光 (長崎県)

〔藍綬褒章受章者〕

青木 秀夫 (北海道)
 板垣 昭次 (北海道)
 太田 博志 (北海道)
 片岡 松尾 (北海道)
 加藤 修正 (北海道)
 吉島 香月 (北海道)
 藏品 昭一 (北海道)
 後藤 幸治 (北海道)
 佐野 安次郎 (北海道)
 壽見 忠治 (北海道)
 山本 清 (北海道)
 森田 恵子 (北海道)
 田中 正子 (北海道)
 及川 延輝 (岩手県)
 小原 菊次郎 (岩手県)
 坂本 悌一 (岩手県)
 佐藤 力 (岩手県)
 古舘 長五郎 (岩手県)
 吉田 信 (岩手県)
 上石 京子 (宮城県)
 片岡 松一 (秋田県)
 佐藤 喜代士 (秋田県)
 伊豆田 サダ子 (山形県)
 富樫 喜榮子 (山形県)
 籾 ミイ (福島県)
 久野 美代子 (福島県)
 菅野 芳信 (福島県)
 大塚 清市 (茨城県)
 片根 猛 (茨城県)
 杉山 貞男 (茨城県)
 藤岡 恵子 (群馬県)
 矢島 よう子 (埼玉県)
 山田 政枝 (埼玉県)
 植草 芳夫 (千葉県)
 海老原 寛 (千葉県)
 河野 喜一 (千葉県)
 設楽 晋 (千葉県)
 鈴木 繁雄 (千葉県)
 北島 嘉子 (千葉県)

赤坂 禮子 (千葉県)
 飯塚 千枝子 (東京都)
 小畑 光子 (東京都)
 岸本 弘子 (東京都)
 盧 載赫 (東京都)
 布施 多美子 (神奈川県)
 藤木 公榮 (新潟県)
 丸山 昌吉 (新潟県)
 高岡 悦子 (富山県)
 金森 廣悦 (石川県)
 若村 智恵子 (石川県)
 籠 紀美子 (福井県)
 前島 武子 (山梨県)
 曾我 武政 (長野県)
 木股 澄子 (岐阜県)
 成瀬 公子 (静岡県)
 伊藤 豊佐子 (愛知県)
 畑 ひろ子 (滋賀県)
 瀬川 安子 (京都府)
 平河 恵子 (京都府)
 上田 壽味子 (大阪府)
 太田 開 (大阪府)
 中村 娃子 (兵庫県)
 中西 恵二郎 (奈良県)
 田中 敏子 (和歌山県)
 御影 八重子 (和歌山県)
 森岡 節子 (島根県)
 富岡 淑子 (岡山県)
 藤原 安通 (岡山県)
 山中 若喜 (岡山県)
 佐伯 瑞恵 (広島県)
 田邊 サチ子 (山口県)
 高橋 早智子 (徳島県)
 原 文子 (香川県)
 大内 美智子 (福岡県)
 宮本 昭子 (熊本県)
 小関 桂子 (大分県)
 濱 通子 (鹿児島県)
 奥平 美津子 (沖縄県)
 小渡 清子 (沖縄県)

(敬称略)

中核市発とうけい通信③⑥

人が輝き まちが輝く 交流都市 はこだて

函館市総務部総務課

○地勢

函館市は、北海道南端部の渡島半島南東部に位置し、北東は太平洋、南は津軽海峡に面し、函館山を要に、扇形に広がる平野部に市街地が、海岸部に沿っては漁業集落が形成されている、面積677.89平方キロメートルの都市です。

気候は、周辺海域に寒流と暖流が流れ込んでいることから年平均気温が9.2度（平成18年）と北海道内では比較的温暖です。



○歩み

江戸時代に三方を海に囲まれた独特の地形による「天然の良港」を修好通商条約で横浜、長崎と箱館を我が国初の国際貿易港として海外に門戸を開きました。江戸幕府崩壊と明治新政権樹立の変貌期に、動乱幕引きの場となり、その後、北海道開拓の中心は札幌へと移っていましたが、北海道と本州を結ぶ交通の要衝として商業・貿易の拠点とし港を中心に諸産業が成長しました。

大正11年には市制が施行され、昭和5年第3回国勢調査では人口197,252人を数え、全国で10番目、東北・北海道では最大規模の都市でした。その後、200海里漁業専管水域規制など厳しい経済環境におかれましたが、青函トンネル開通など陸海空の交通体系の整備・発展が進む中、平成16年12月1日に渡島東部の戸井町、恵山町、とどほっけ 榎法華村、みなみかやべ 南茅部町と合併、平成17年10月1日に中核市へと移行しました。

○観光

開港当時から外国人が市街地に居住したことから明治・大正・昭和初期の建築物が数多く現存し、函館独特の異国情緒あふれる町並みが形成され、また明治初頭の箱館戦争最後の舞台となった日本最初の西洋式城塞五稜郭などが歴史的文化遺産として残されています。さらに標高334mの函館山の山頂からの眺望は眼下に函館港を

はじめ、扇形に広がる市街地、丘陵・山岳景観が一望でき、とりわけ夜景は「世界一」と称され、これらを求め年間486万人（うち宿泊者64%、311万人）[平成18年度]と内外から多数の観光客を迎えています。



○漁業

周辺海域は、日本海の対馬海流・リマン海流と太平洋の親潮（千島海流）の暖流・寒流が接点となり、イカ・マグロなどの回遊性魚種の魚道、また函館東部から噴火湾にかけての海岸線では最高級の「真昆布」採取が行われ北前船時代から関西方面に運ばれるなど、豊富な資源に恵まれた優良な魚場を有しており、漁業や水産加工業などが発展しています。

こうした中、漁業を基幹とする4町村と合併したことで、海面漁業個人経営体2,101世帯、同就業者4,099人（平成17年）と全国の市町村の中で最も多く、30万人規模の都市としては極めて高いものとなっています。



〈この写真は昆布採取の様子です〉

○2009年（平成21年）は、1859年（安政6年）の開港から数えて150年となり、「みなとまち函館」を世界・未来に向け発信する『函館開港150周年記念事業』が開催されます。この事業は、多彩なメニューにより函館をより深く楽しんでもらうもので総合情報サイト「ハコダテ150」が開設されています。

最近の数字

		人口		労働・賃金			生産	家計(二人以上の世帯)		物 価		
		総人口 (推計人口)	就業者数	完全失業率 (季調済)	現金給与総額 (規模30人 以上)	鉱工業生産 指数 (季調済)	1世帯当たり 消費支出	1世帯当たり 可処分所得 (うち勤労者世帯)	消費者物価指数		国内企業 物価指数	
		千人(Pは万人)	万人	%	円	H12=100	円	円	全 国	東京都区部	H17=100	
実数	H19.11	127,775	6,433	3.8	328,795	110.4	282,836	365,650	100.7	100.3	105.1	
	12	P 12,779	6,396	3.8	720,733	112.0	351,667	807,253	100.9	100.5	105.4	
	H20.1	P 12,777	6,321	3.8	313,444	109.5	309,826	367,083	100.7	100.2	105.7	
	2	P 12,776	6,292	3.9	306,545	110.2	275,827	402,903	100.5	99.9	106.2	
	3	P 12,772	6,336	3.8	P 319,941	P 106.8	P 321,565	P 379,393	101.0	100.5	P 106.7	
4	P 12,773	P 100.8	...		
前年 同月比	H19.11	—	0.4	* -0.1	0.7	* -1.6	-0.6	-2.5	0.6	0.3	2.4	
	12	—	0.7	* 0.0	-2.3	* 1.4	2.2	-3.6	0.7	0.4	2.6	
	H20.1	—	0.7	* 0.0	2.3	* -2.2	3.6	-2.8	0.7	0.3	3.1	
	2	—	-0.2	* 0.1	1.6	* 1.6	0.0	-1.1	1.0	0.4	3.6	
	3	—	-0.2	* -0.1	P 1.4	* P -3.1	P -1.6	P -1.0	1.2	0.6	3.9	

注) P:速報値 * :前月比
家計(二人以上の世帯)の前年同月比は実質値



統計局・政策統括官(統計基準担当)・統計研修所の主要行事日程(2008年5月~6月)

時 期	行 事 等 の 概 要	時 期	行 事 等 の 概 要
5月上旬	統計トピックス「我が国のこどもの数-こどもの日にちなんで-」	6月10日	家計調査(家計消費指数:平成20年4月分)公表
〃	家計消費状況調査(支出関連項目:平成20年3月分速報,平成20年1~3月分速報,平成19年度速報結果)公表	〃	家計消費状況調査(支出関連項目:平成20年4月分確報)公表
12日	第9回統計委員会開催	12日	九州ブロック統計主管課長会議開催(福岡市)
〃	統計研修 特別講座「統計調査基礎課程」(5月期 通信研修)開始(~30日)	13日	平成20年度家計調査実務研修会開催
15日	個人企業経済調査(動向編)平成20年1~3月期結果(速報結果)公表	18日	総合統計データ月報(6月更新分)公表
16日	家計調査(総世帯・二人以上の世帯・単身世帯:平成20年1~3月期平均速報及び平成19年度平均速報結果)公表	〃	統計研修「国際統計研修」開講(~7月23日)
〃	家計調査(家計消費指数:平成20年3月分及び平成20年1~3月期平均結果)公表	中旬	平成19年全国物価統計調査(通信販売価格編第1次集計)公表
〃	家計調査(貯蓄負債編:平成19年10~12月期平均及び平成19年平均結果)公表	23日	「PSI月報(6月)」刊行
〃	家計消費状況調査(IT関連項目:平成20年1~3月分,支出関連項目:平成20年3月分確報,平成20年1~3月分確報,平成19年度確報結果)公表	〃	推計人口(平成20年1月1日現在確定値及び平成20年6月1日現在概算値)公表
19日	平成20年度労働力調査実務研修会開催(~20日)	26日	住民基本台帳人口移動報告(平成20年5月分)公表
〃	統計研修 専科「表計算ソフトを用いた統計入門」(春季)開講(~23日)	27日	労働力調査(平成20年5月分結果)公表
20日	北海道・東北ブロック統計主管課長会議開催(新潟市)	〃	家計調査(二人以上の世帯:平成20年5月分速報)公表
21日	推計人口(平成19年12月1日現在確定値及び平成20年5月1日現在概算値)公表	〃	消費者物価指数(全国:平成20年5月分,東京都区部:平成20年6月中旬速報値,平成19年平均地域差指数)公表
22日	総合統計データ月報(5月更新分)	〃	小売物価統計調査(全国:平成20年5月分,東京都区部:平成20年6月)公表
26日	統計研修 専科「調査設計・分析」開講(~6月20日)	〃	平成20年度個人企業経済調査実務研修会開催
27日	「PSI月報(5月)」刊行	下旬	平成17年国勢調査(抽出詳細集計結果:都道府県編)公表
28日	個人企業経済調査(動向編)平成20年1~3月期及び平成19年度結果(確報結果)公表	〃	平成17年国勢調査(外国人に関する特別集計結果)公表
〃	中国・四国ブロック統計主管課長会議開催(松江市)	〃	平成18年事業所・企業統計調査(単独事業所及び本所事業所と国内支所事業所の名寄せによる集計結果)公表
29日	住民基本台帳人口移動報告(平成20年4月分結果)公表	〃	「統計で見る市区町村のすがた 2008」刊行
30日	労働力調査(平成20年4月分及び詳細集計平成20年1~3月期平均結果)公表	30日	統計研修 特別講座「一般職員課程」(春季)開講(~7月3日)
〃	家計調査(二人以上の世帯:平成20年4月分速報結果)公表	この記事を引用する場合には、下記にあらかじめ御連絡ください。	
〃	消費者物価指数(全国:平成20年4月分,東京都区部:平成20年5月中旬速報値)公表		
〃	小売物価統計調査(全国:平成20年4月分,東京都区部:平成20年5月)公表		
〃	東海・北陸ブロック統計主管課長会議開催(津市)		
下旬	平成17年国勢調査(抽出詳細集計結果:都道府県編)公表		
6月2日	統計研修 専科「国民・県民経済計算」(春季)開講(~6日)		
3日	家計消費状況調査(支出関連項目:平成20年4月分速報)公表		
〃	関東甲信静ブロック統計主管課長会議開催(甲府市)		
5日	近畿ブロック統計主管課長会議開催(大阪市)		
6日	平成20年度小売物価統計調査実務研修会開催		
9日	統計研修 専科「産業連関表による経済波及効果分析」開講(~13日)		
〃	第10回統計委員会開催		

編集発行 総務省統計局
 〒162-8668 東京都新宿区若松町19-1
 総務省統計局総務課広報担当
 TEL 03-5273-1120
 FAX 03-5273-1180
 E-mail g-kouhou@soumu.go.jp
 ホームページアドレス <http://www.stat.go.jp/>
 御意見・御感想をお待ちしております。